



平成 29 年 8 月 25 日

各 位

会社名 : 株式会社UKCホールディングス
(コード : 3156 東証第一部)
代表者名 : 代表取締役社長 福寿 幸男
問合せ先 : グループ執行役員
経営企画部門長 大澤 剛
(TEL : 03-3491-6575)

(訂正)「平成 30 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 14 日に公表いたしました「平成 30 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部に、下記の通り訂正がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 訂正理由

平成 29 年 8 月 14 日の公表後、一部訂正が必要なことが判明したため

2. 訂正内容

「平成 30 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」のサマリー、「2. 配当の状況」(注) 2 の一部を訂正いたします。訂正箇所は_を付しております。

訂正前	訂正後
当社は、平成 29 年 6 月 13 日付「剰余金の配当に関するお知らせ」の通り、平成 29 年 3 月期の計算書類を確定できていないことから、当初基準日(平成 29 年 3 月 31 日)に基づき、6 月 14 日に予定しておりました剰余金の配当に係るお支払い手続きに着手することができなかったため、平成 29 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当を行わないことといたしました。また、平成 29 年 7 月 12 日の当社の取締役会決議に基づき、新たに平成 29 年 7 月 31 日を剰余金の配当の基準日と定めましたが、同基準日における配当金につきましては、平成 29 年 5 月 10 日の発表内容(1 株当たり 30 円)から変更する予定はございません。今後の取締役会で詳細を決定次第、お知らせいたします。	当社は、平成 29 年 6 月 13 日付「剰余金の配当に関するお知らせ」の通り、平成 29 年 3 月期の計算書類を確定できていないことから、当初基準日(平成 29 年 3 月 31 日)に基づき、6 月 14 日に予定しておりました剰余金の配当に係るお支払い手続きに着手することができなかったため、平成 29 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当を行わないことといたしました。また、平成 29 年 7 月 12 日の当社の取締役会決議に基づき、新たに平成 29 年 7 月 31 日を剰余金の配当の基準日と定めましたが、同基準日における配当金につきましては、平成 28 年 5 月 10 日の発表内容(1 株当たり 30 円)から変更する予定はございません。今後の取締役会で詳細を決定次第、お知らせいたします。

以上